

ガスセット割引

(特約料金表)

平成30年4月1日実施

関西電力株式会社

1 適 用

このガスセット割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 特約種別

この料金表の特約種別は，ガスセット割引といたします。

3 適用条件

料金表のeスマート10（平成29年8月1日実施。以下「eスマート10」といいます。なお，eスマート10が変更となった場合には，変更後のeスマート10によります。）として電気の供給を受けるお客さまで，同一需要場所において，同一名義により，原則として大阪瓦斯株式会社が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。以下「託送供給約款」といいます。なお，託送供給約款が変更となった場合には，変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域において，当社からガスの供給を受けている場合に適用いたします。

4 料金適用開始の日

料金適用開始の日は，3（適用条件）に定める適用条件を満たしていることを当社が確認した日以降最初の検針日といたします。ただし，当社が確認した日が検針日である場合には，その次の検針日といたします。

5 料 金

各月の料金は，eスマート10によって料金として算定された金額から，(1)によって算定されたガスセット割引額を差し引いたものといたします。

(1) ガスセット割引額

ガスセット割引額 = (2)の割引対象額 × 2パーセント

(2) 割引対象額

割引対象額は、その1月のeスマート10に定める基本料金および電力量料金（燃料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

6 その他

- (1) 3（適用条件）に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。
- (2) 3（適用条件）に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当該適用条件を満たさなくなった日の直前の検針日の前日をもって、この料金表の適用を終了いたします。
- (3) この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受けるeスマート10に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、平成30年4月1日から実施いたします。

2 適用条件についての特別措置

料金表のeおとくプラン（平成29年8月1日実施。以下「eおとくプラン」といいます。なお、eおとくプランが変更となった場合には、変更後のeおとくプランによります。）として電気の供給を受けるお客さまで、この料金表実施の際現に料金表のガスセット割引（平成29年8月1日実施。）3（適用条件）に定める適用条件を満たしており、この料金表実施以降も引き続き、同一需要場所において、同一名義により、原則として託送約款等の供給区域において、当社からガスの供給を受けている場合には、3（適用条件）にかかわらず、5（料金）および6（その他）の「eスマート10」を「eおとくプラン」と読み替えて適用いたします。